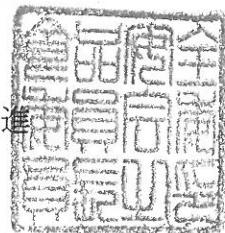


府食第276号
平成25年4月8日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷



食品安全影響評価について（回答）

平成25年2月19日付け24消安第5598号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項のうち、諮問事項①については、以下に示す理由から、同通知別紙の3に記載されている管理措置（以下「管理措置」という。）が採られることを前提とする限りにおいて、牛肉骨粉肥料（牛の部位（※）を原料とする肉骨粉を含む肥料をいう。以下同じ。）は、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 今回、牛肉骨粉肥料の原料となる牛の部位については、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品安全影響評価」（平成24年10月22日付け府食第931号）において、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、日本に関しては、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオൺによる人でのvCJD発症は考え難いとし、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。また、「食品安全影響評価について（回答）」（平成24年11月19日付け府食第1007号）において、脊柱の範囲から新たに除外される頸椎の横突起及び棘突起、胸椎及び腰椎の棘突起並びに正中仙骨稜は、BSEプリオൺが蓄積する部位ではないと評価している。
2. 牛肉骨粉肥料を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスクは、1に記載の評価内容を踏まえれば、牛由来の牛肉及び牛内臓の摂取に由来するリスクと変わらないと考えられる。
3. なお、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品安全影響評価」（平成24年10月22日付け府食第931号）において現在の牛群のBSE感染状況の下では、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオൺたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと評価されていることを踏まえれば、管理措置を前提とする限りにおいて、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。

※ 平成 25 年 2 月 1 日に厚生労働省が新たに定めた牛の特定部位等（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部位から 2 メートルまでの部位に限る。）並びに月齢が 30 月を超える牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髓及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位及び同検査の結果、疾病が認められた牛の部位並びに死亡牛の部位をいう。）を除いた部位